

朝地公発第3号
令和5年8月9日

朝日町地域公共交通活性化協議会委員 各位

朝日町地域公共交通活性化協議会

会長 鈴木 浩幸
(公印省略)

**令和5年度第1回朝日町地域公共交通活性化協議会の
書面協議の結果について**

令和5年7月11日付け朝地公発第2号で依頼しました、令和5年度第1回朝日町地域公共交通活性化協議会の書面協議につきましては、委員全員からの同意がありました。

ついては、朝日町地域公共交通活性化協議会規約第9条第4項の規定による決議がされたことを報告します。

また、協議においていただいたご意見・ご質問に対しまして、別紙のとおり回答いたします。

担当／朝日町政策推進課 主事補 皆川 佳穂 Tel:0237-67-2112 Fax:0237-67-2117 e-mail:chiikishinkou@town.asahi.yamagata.jp

協議事項に係る意見書一覧

◆ 自家用有償旅客運送の登録の更新について

意見等	<p>1 運送の区域について、現在は「大字」の区域になっているが、「朝日町」へ登録内容を変更修正が必要。 (東北運輸局山形運輸支局) ⇒修正いたします。</p> <p>2 自家用有償旅客運送自動車数について、運輸支局にはバスの台数が4台で登録されているが資料では3台と表記している。3台で正しいのであれば、車両数変更に係る届出が必要。(東北運輸局山形運輸支局) ⇒現在、バスの台数については3台で運行しているため車両数変更に係る届出を先に運輸支局へ提出いたします。</p> <p>3 上記2についてバス1台分の使用権原を証する書類が不足しているため更新登録申請時には添付が必要。(東北運輸局山形運輸支局) ⇒上記2に記載のとおりバス1台の減少に伴い今回からは登録車両に該当しません。</p> <p>4 各車両の自動車検査証の添付内容について、電子車検証の場合は「自動車検査証記録事項」も添付が必要。(東北運輸局山形運輸支局) ⇒追記修正いたします。</p> <p>5 運行管理の体制及び整備管理の体制を記載した書類で、運行委託分について、体制図(1.(ウ))の運行管理及び整備管理の責任者に受託者だけでなく委託者(運送者)の朝日町役場の責任者についても記入の必要がある。(東北運輸局山形運輸支局) ⇒追記修正いたします。</p> <p>6 朝日・山形線の運転者名簿について4 吉田 好伸さんの字に誤りがある。 ⇒修正いたします。</p>
-----	--

◆ 地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金の申請関係書類(朝日町提出分)(令和6年度分)について

資料2 車両減価償却費等国庫補助金に関する申請について、納期が未定であることから令和6年度目標から落としての申請に変更したためご承知おき下さい。そのため資料2 別紙 ○車両減価償却費等国庫補助金に関する事項5～8については「該当なし」という記載で申請いたします。